

発表事項

- 1 令和2事業年度一般会計事業計画
- 2 令和2事業年度一般会計収入支出予算
- 3 令和元事業年度特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更

4 保険者との契約の改定

- 5 第22次審査情報提供（医科）及び第17次審査情報提供（歯科）
- 6 平成31年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理
- 7 令和元年台風19号に伴う被災医療機関の概算請求に係る確定状況等
- 8 令和元年12月審査分の審査状況
- 9 令和2年2月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 10 令和元年度第10期（1月）分の後期高齢者支援金等収納状況
- 11 その他

保険者との契約の改定

目的

- ・新年度における保険者との「診療報酬の審査支払に関する契約」の改定案の議決を行うこと
 - ➔ 今般の支払基金の一般会計収入支出予算案の議決を踏まえ、令和2年度契約に係る該当条文の改定

契約の対象

基金法第1条に規定する保険者のうち、次の保険者との契約（かつこ内は契約代理団体）

- ・全国健康保険協会
- ・健康保険組合（健康保険組合連合会）
- ・共済組合（共済組合連盟、地方公務員共済組合協議会）
- ・日本私立学校振興・共済事業団

改定内容

レセプト種別	受取形態	令和元年度		令和2年度	
		9月まで	10月以降		
電子レセプト	オンライン受取分	72円80銭	74円20銭	71円80銭	前年度比較 ▲2円40銭
	電子媒体受取分	74円10銭	75円50銭	73円10銭	
	紙媒体受取分	84円80銭	86円40銭	84円00銭	
紙レセプト		72円80銭	74円20銭	71円80銭	

各団体と令和2年4月1日付けで改定手続きを行う。

(参考) 全国健康保険協会との契約改定案

【現 行】

第4条 基金は、基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に、毎月、診療報酬の支払の基礎となった診療件数を乗じて得た額を別表に定める日までに協会に請求し、協会は、別表に定める日までに基金に支払うものとする。

一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの **金72円80銭**（消費税相当分を含む。以下同じ。）

（保険薬局に対して支払うものにあつて（以下「保険薬局」という。）は、**金36円40銭**とする。）

消費税法及び地方税法における税率改正（以下「税法改正」という。）が施行された場合 **金74円20銭**

（保険薬局は、**金37円10銭**とする。）

二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの **金74円10銭**

（保険薬局は、**金37円70銭**とする。）

税法改正が施行された場合 **金75円50銭**（保険薬局は、**金38円40銭**とする。）

三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの **金84円80銭**

（保険薬局は、**金48円40銭**とする。）

税法改正が施行された場合 **金86円40銭**（保険薬局は、**金49円30銭**とする。）

四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの **金72円80銭**

（保険薬局は、**金36円40銭**とする。）

税法改正が施行された場合 **金74円20銭**（保険薬局は、**金37円10銭**とする。）

五～八 略



(参考) 全国健康保険協会との契約改定案

【改定案】

第4条 基金は、基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に、毎月、診療報酬の支払の基礎となった診療件数を乗じて得た額を別表に定める日までに協会に請求し、協会は、別表に定める日までに基金に支払うものとする。

- 一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの **金71円80銭**
(保険薬局は、**金35円90銭**とする。)
- 二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの **金73円10銭**
(保険薬局は、**金37円20銭**とする。)
- 三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの **金84円00銭**
(保険薬局は、**金48円10銭**とする。)
- 四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの **金71円80銭**
(保険薬局は、**金35円90銭**とする。)
- 五～八 略

(参考) 関係法令

【社会保険診療報酬支払基金法】

第1条 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、都道府県及び市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項※に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うことを目的とする。

※参考 高齢者の医療の確保に関する法律

（定義）

第7条 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 三 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)
- 四 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)
- 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)
- 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

2～4 略

第4条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一～六 略

七 各保険者との契約の締結に関する事項

八～十 略

(参考) 関係法令

【社会保険診療報酬支払基金定款】

(理事会の議決事項)

第22条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- 一 定款及び業務方法書の変更
- 二 事業計画及び予算の作成及び変更
- 三 事業状況報告書及び決算報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成
- 四 各保険者との間の契約の締結
- 五 その他この基金の業務の運営に関する重要事項

(契約)

第28条 この基金が、前条第一項の業務を行う場合※¹には、各保険者とそれぞれ診療報酬の支払、診療報酬請求書の審査及びその事務執行に要する費用につき契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、前条第二項及び第三項の規定により業務を行う場合※²にこれを準用する。

※1 「前条第一項」 = 定款第27条第1項に規定する、保険者における審査支払業務

※2 「前条第二項及び第三項」 = 同条第2項・第3項に規定する、公費負担医療実施機関における審査支払業務

【公費負担医療の契約】

- ・ 審査支払事務手数料については、各手数料を規定せず、保険者との契約に準ずることとしている
- ・ 契約期間を自動更新とする（原則）

➔ 全国の公費負担医療実施機関との契約となるため、契約事務の効率化

【公費負担医療の契約の実情】令和2年1月1日現在

- ・ 契約数 20,838（うち自動更新ではない契約 167）